

知恵と力を合わせて信州を元気に

MONTHLY REPORT

2012

月刊

中小企業レポート

4

No.425

長野県中小企業団体中央会

特集1

買い物弱者支援に取り組む組合

～長野県の高齢買い物弱者支援モデル事業の事例から～

特集2

23年度中央会指導員支援成果報告(2)



年金自動受取り

けんしんは、
豊かなシニアライフを
応援しています。



年金のお受け取りは、「けんしん」へ。



長野県信用組合 けんしん

【ホームページ】<http://www.naganokenshin.jp>

-
- 2 **特集1**
買い物弱者支援に取り組む組合
～長野県の高齢買い物弱者支援モデル事業の事例から～
-
- 6 **特集2**
平成23年度 中央会指導員支援成果報告(2)
-
- 9 **ビジネスの視点**
温故知新
-
- 10 **労務管理のポイント**
競業避止義務
-
- 11 **税務会計Q&A**
法人税における欠損金の繰戻し還付制度
-
- 12 **エネルギーを考える**
日本のポテンシャルを活かす「小水力発電」
高校生が製作した小水力発電装置が照らす明るい未来
-
- 17 **中央会インフォメーション**
-

飯山仏壇（飯山市）

飯山仏壇の特徴は蒔絵（高蒔絵）が仏壇の方々に描かれ、それが金具と金箔の美しさと溶け合って、他の産地に見られない特有の趣を醸し出していることです。また、独自技法の肘木組みによって造られる空殿が、よく見えるように細工された弓長押も飯山仏壇の特徴の一つです。

飯山仏壇は昭和50年9月4日、通商産業大臣（現経済産業大臣）より「伝統的工芸品」の指定を受け、伝承の技と御仏の心を代々まで伝えていきます。

写真提供：長野県中小企業団体中央会

買い物弱者支援に 取り組む組合

～長野県の高齢買い物弱者支援モデル事業の事例から～

平成21年経済産業省が「推定600万人」と発表して以降、買い物弱者への関心がにわかに高まっている。社会問題化しつつある高齢買い物弱者を支援しようと、県は平成23年から「高齢買い物弱者支援モデル事業」をスタート。高齢者の買い物環境の改善と、地域商店街等において高齢者を顧客とする新たな経営形態の創出に資する事業の実証を行う。本号では同事業の概要と、平成23年度実施団体の事例を紹介する。

平成24年1月に開催された「買い物弱者問題研究会」（メルパルク長野）



講演する黒岩丈幸
県商工労働部主査

県全体に広がる「高齢買い物弱者」

今年1月、長野県中央会と県商店街振興組合連合会が主催し、高齢買い物弱者の支援策を探る「買い物弱者問題研究会」を開催。そこで県商工労働部の黒岩丈幸主査が「高齢買い物弱者支援モデル事業」の概要について講演した。以下、その要旨を紹介する。

高齢買い物弱者への関心が高まる中、県では現在の状況を調査する目的で平成22年度「生活必需品等買物環境実態調査」を実施した。調査は22年9月、県内在住の65歳以上の人6,000人を抽出し、買い物環境や普段の食事等についてアンケートを行った。

「高齢買い物弱者」の定義は、買い物に不便を感じている高齢者のうち、次の3つの要件を満たしている人とした。

- (1) 商店が500メートル以内でない。

- (2) 徒歩・自転車で買い物に行けない。

- (3) 自動車を運転しない（できない）。

調査地域は、平成21年度長野県商圈調査結果における「飲食料品」の地元購入割合（地元滞留率）で3分割した。地方中心地域は商業集積が比較的大きく中核的な役割を果たす都市部。中山間地域は店などが少ない山間地域、地方周辺地域はその間の地域とする。

その結果、「買い物に不便を感じている者（広義の買い物弱者）」は43.6%（推計約19万3,000～23万1,000人）にのぼる。そのうち、この3つの要件を満たす「高齢買い物弱者」は15.4%（推計5万2,000～8万人）を占める。（表1）

高齢買い物弱者の割合は、中山間地域が最も高く19.8%。注目すべき点は、地方中心地域においても1割超が高齢買い物弱者だということ。高齢買い物弱者の問題は程度の差こそあれ、県全体の問題といえる。

表 1

調査地域	母集団	「買い物に不便を感じている者（広義の買い物弱者）」						高齢買い物弱者			
		調査結果	母比率推定		推計数		調査結果	母比率推定		推計数	
			下限値	上限値	下限値	上限値		下限値	上限値	下限値	上限値
地方中心地域	383,990	35.2%	31.6%	38.8%	121,000	149,000	10.1%	7.6%	12.5%	29,000	48,000
地方周辺地域	131,568	37.3%	34.5%	40.1%	45,000	53,000	12.9%	10.8%	15.0%	14,000	20,000
中山間地域	53,599	52.0%	49.5%	54.5%	27,000	29,000	19.8%	17.6%	22.0%	9,000	12,000
県合計	569,157	43.6%			193,000	231,000	15.4%			52,000	80,000

※注 調査地域：平成21年度長野県商圈調査結果における「飲食料品」の地元滞留率により区分
【地方中心地域】80%以上 【地方周辺地域】20～80% 【中山間地域】20%未満

将来的に商店街への期待は高い

買い物環境と食生活の関係

食品群（魚介類、肉類、卵類、乳類、豆類、野菜類、海藻類、いも類、果物類、油脂類）の中で、一人あたり毎日食べる食品群数で比較したところ、買い物弱者は3.6品目に対し、そうでない人は3.97品目。また買い物回数が減るのにもなって食品群数も少なくなる。毎日3品目以上取らないと3年以内に何らかの健康障害を引き起こすという学説もあり、買い物弱者の問題は栄養、健康の問題でもある。そういう面からも対策が必要だ。

最寄り店と利用店の違い

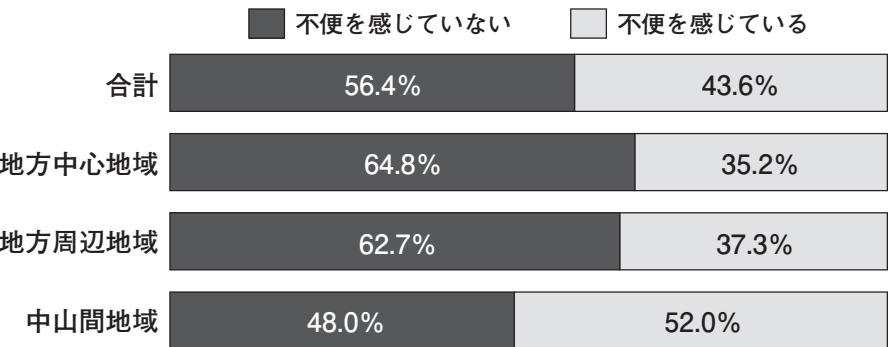
自宅から一番近い店（最寄り店）と一番よく利用する店（利用店）を、その種別と距離で比較した。すると最寄りの個人商品よりも離れたスーパー、ショッピングセンターを利用する傾向が高い。最寄りの個人商店を利用しない理由は「品揃えが少ないから」が最も多く、「生鮮食品の鮮度が悪い」「値段が高い」が続く。

買い物においての不便さ

普段の買い物に不便さを感じている人は約4割。特に中山間地域では半数を超える。不便さを感じる理由は「お店までの距離が遠い」や「歩いて買い物に行くのが大変」など、移動に関する回答が多かった。（図1）

6割の高齢者が、比較的移動距離が少なくても、近くの商店街が今後買い物する場として必要となると回答。車などで動ける場合はスーパーやショッピングセンターを利用する傾向にあるが、将来的なことを考えて商店街への期待は高いことがうかがえる。（図2）

図1 普段の買い物に不便さを感じているか



行政、地元関係団体との連携がポイント

モデル事業について

調査結果等から、高齢買い物弱者が相当数いること、商店街への期待が高いことをふまえ、平成23年度「高齢買い物弱者支援モデル事業」を実施するに至った。高齢者の買い物環境改善と、商店街で高齢者を顧客とする新たなビジネスモデルを創出することが事業の目的だ。

当事業は、買い物環境改善のための事業の実証を委託して実施し、有識者によるモデル事業支援委員会が事業実施団体等に助言・検証を行う。委託事業費は1カ所あたり100万円。

事業実施団体等は公募により、応募6団体の中から、阿南ショッピングセンター協業組合（阿南町）、岩村田本町商店街振興組合（佐久市）、（株）今井恵みの里（松本市）の3団体を選定した。

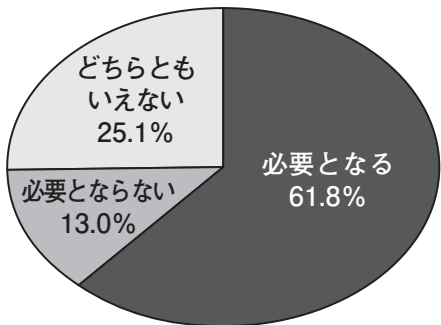
阿南ショッピングセンターは、鮮魚、精肉、野菜のほか、衣料品、薬品等も販売するショッピングセンターを運営。当事業では利用者の送迎を行うほか、店内にコミュニティースペースを設置し高齢者の交流等に活用している。

岩村田本町商店街振興組合では、商店街内に開設した小規模店舗で生鮮品等を販売するほか、そこを拠点に会員制で生鮮品の宅配、買い物代行を行う。

今井恵みの里は、道の駅「今井恵みの里」の農産物直売所を運営する農業生産法人。移動市を開設し、道の駅で取り扱う農産物を中心市街地など4カ所で販売するほか、道の駅への利用者の送迎を行う。

当事業は採算の確保が難しいため、行政や地元関係団体との連携がポイントになる。コミュニティバス、福祉サービスなどを総合的に組み合わせ、対策が進められていくことが望ましいと考えている。

図2 今後買い物する場として商店街が必要となるか



事例1

阿南ショッピングセンター協業組合（下伊那郡阿南町）

地域全体で元気になることが大事。

タクシー型での送迎事業



「ナピカショッピングランド」店内

地形の起伏が激しい山間地、阿南町の国道151号線沿いにある「ナピカショッピングランド」。鮮魚、精肉、野菜、惣菜のほか衣料品、薬品、雑貨、酒類などを販売する、阿南ショッピングセンター協業組合の共同店舗だ。平成23年度まで3期連続で好業績を収めるなど経営は順調だ。

同店は平成23年度高齢買い物弱者支援モデル事業に選定。23年9月、町内の希望する高齢者を自宅から同店まで送迎する事業をスタートし、店内にコミュニティスペースを設置した。

隣の下條村「陽阜ショッピングセンター」では平成14年から定期便を走らせて利用者の送迎を行っている。その事例もふまえて検討した結果、定期便ではなく、電話受付によるタクシー型を選択。同事業の委託金100万円で送迎用車両（7人乗りワゴン）購入代金の半分以上をまかなった。

計画では土日を除く週5日、午後1時から3時までの実施だったが、利用者のニーズを受けて現在は土日も含めて朝9時から受け付ける。車両の運転は杉本文良理事長をはじめ、自動車免許を持つすべてのスタッフが交代で行う。

採算度外視。目的は地域への貢献

1日10人の利用を見込んでスタートしたが、実際は月平均30人程度と見込みをかなり下回る。杉本理事長は「折り込みチラシで事業のPRを行い、口コミでも徐々に広がってはいるが…。気兼ねから利用をためらうお年寄りがとても多いのが実情」

と明かす。もっともリピーターの評判はすこぶる良く、数人まとまって利用を申し込むケースもあるという。

同事業について杉本理事長は「目的は地域への貢献」と言い切る。「陽阜の例もあり、買い物弱者支援はいずれやらなければと思っていた。当店ができたことで閉めた小売店もあり、それをカバーしていく責任もある。採算度外視でやっていこうと決めています」。

課題は利用者をいかに増やすか。リピーターの口コミに期待し積極的に働きかけるほか、老人クラブの会合で紹介してもらうなど機会をとらえてPRに努める。店内に設けたコミュニティスペースの活用も同様だ。老人クラブを対象にお菓子の試食会を開くといったアイデアも検討中で、地域に憩いと情報交換の場を提供していきたいという。

「地域全体で元気になることが大事」と杉本理事長は力を込める。「陽阜の両者が元気で地域のワンストップにならないと飯田市などの大型店に太刀打ちできない。お互いに切磋琢磨して盛り上げていけば、この地域はまだまだいけると私は思っているんです」。



送迎用車両



ナピカ内のスペースを利用した休憩所



「ナピカショッピングランド」外観

事例2

岩村田本町商店街振興組合（佐久市岩村田）

空き店舗の活用で商店街に活気を。

拠点づくりで収益のベースを



高齢者も目立つ「みんなの市場」店内

大型ショッピングセンターなどの商業集積が進むJR佐久平駅周辺から約1キロに位置する、岩村田本町商店街。急速に変ぼうする商業環境に危機感を抱き、早くから商店街のにぎわい創出に力を入れてきた。

例えば、地域のコミュニティー施設「おいでなん処」（平成14年）、総菜販売店「本町おかず市場」（15年）、チャレンジショップ「本町手仕事村」（16年）、学習塾「岩村田寺小屋塾」（21年）など、空き店舗の活用による活性化への取り組みだ。昨年は佐久市が力を入れる米粉を使ったうどんを出す「青春食堂」と、震災復興支援として佐久市の姉妹都市・大船渡市のアンテナショップ「三陸屋」をオープン。青春食堂では高校生と一緒にメニュー開発を行うなど、商店街にお客を呼び込もうとさまざまなアイデアを凝らしている。

買い物弱者支援への関心も高く、22年に独自に買い物実態調査を行い、ニーズの高さを確認。生鮮品の小規模店舗の開設と移動販売、買い物代行などの事業計画を立て、平成23年度高齢買い物弱者支援モデル事業に応募した。その後「まず拠点づくりで収益のベースをつくるのが大事」（阿部眞一理事長）と移動販売はとりやめ、23年11月、生鮮品販売店「みんなの市場」をオープンした。



「みんなの市場」外観

実は私たちも買い物弱者と

「みんなの市場は、実は私たちも買い物弱者、という商店街のおかみさんたちの声から取り組んだもの。商店街に生鮮品の店がなく、自分たちが商店街で買い物できないのはおかしいねと」。阿部理事長が言うように、買い物弱者というと中山間地の高齢者とい

うイメージが強いが、実は都市型の買い物弱者も多い。車で買い物に行けないおかみさんや地域の高齢者に好評で業績も順調だ。

一方、12月にスタートした配達サービスは苦戦中だ。これは年会費3,600円で会員募集し、電話注文の商品を買い物代行し宅配するサービス。同振興組合の細川保英理事は「利用に遠慮や気兼ねがあり、なかなか会員が集まらない」と打ち明ける。

今後タブレットPCを使った独居老人向け御用聞きサービス「岩村田コンシェルジュ」も始める予定だ。会員の高齢者が端末を操作し、健康や暮らしなどさまざまな相談を受付けに連絡。地域の登録ボランティア（生活応援隊）が対応する。細川理事は「サービスを受け入れる土壌を整えることが大事で、まだ時間がかかる」と話す。

同振興組合では、商店街およびイオングループで買い物するとポイントがたまる電子マネーカード「佐久っ子WAONカード」を導入するなど、イオン佐久平店との共存共栄をめざす。「それぞれが強みを発揮し、それが合体することで岩村田のスケールメリットと魅力が生まれ、街に力が出るのだと思います」と阿部理事長は期待する。



大船渡市のアンテナショップ「三陸屋」



学習塾「岩村田寺子屋塾」と「子育てお助け村」

特集2

平成23年度 中央会指導員支援 成果報告(2)

木 祖

〝木の匠、ブランド化の深耕を目指して

1. 組合概要

組 合 名：木祖産業協同組合

所 在 地：木曽郡木祖村大字藪原189番地の1

代表理事：那須野廣孝

組合員数：18名

主な事業：共同購入事業、共同販売事業、教育情報事業

2. 組合を取り巻く環境・背景

木祖産業協同組合は木曽郡木祖村に位置し、組合員は18名、木工品製造から製材業まで木材に関連する様々な業種の組合員で構成されている組合である。設立当初は木材の共同購入、立木伐採・造林等の共同事業、桶木・家具などの共同販売を目的とした組合であったが、近年は事業活動が減少し組合の活性化が求められていた。



そんな中、平成21年

より地域資源製品開発支援センターの支援による「ものづくり塾」により商品開発をスタート、平成22年には木祖村商工会の支援機関枠にて地域産業活性化基金助成金を活用し、木祖村木工芸品のブランド化を目指す木の匠プロジェクト及び東京ビッグサイトの見本市出展を行ってきた。

そして平成23年度には木の匠プロジェクトをさらに発展させるため、中央会チャレンジ事業の活用を提案して、デザイナーによる製品診断、物産展への出展及び組合ホームページのリニューアルに取り組んだ。

3. 成 果

①デザイナーによる製品診断では、主に販売方法について指導を受けた。これまでは商品開発に力を入れてきたが販売の部分についてはこれからといったところが多く、商品を使う具体的な場面が見える演出や商品説明、メンテナンスの説明など顧客との接点部分の改善、また道の駅などの売り場改善について認識することができた。

②見本市や物産展の出展を通して木工芸品に興味を持つお客様が多いことを認識することができた。今後も販路開拓、宣伝PRを目的に物産展や見本市の出展を継続していく必要を痛感した。

③ホームページのブログ開設によって木の匠に関する情報発信が容易となり、ホームページの定期的な更新やマメにブログの更新をするなど鮮度の高いホームページに努める必要性を確認することができた。



東京ビッグサイトへの出展

見本市や物産展等の出展やホームページを通して、当組合宛に商品に関する問い合わせ、少量であるが販売に結びつくなど徐々に成果が出ている。今後も出展やホームページなどを通して職人が製作する木工芸品の良さをPRしつつ、ブランド化を進める新たな取り組みを支援して発展させていきたい。

(中信事務所主事 丸山 祥司)

飯 田

新しい水引製品づくりの支援をして

1. 企業概要

企 業 名：有限会社関島水引店

所属組合：飯田水引協同組合

所 在 地：飯田市鼎上山2740番地

代 表 者：代表取締役 関島正浩

従業員数：7名

主な事業：各種水引の製造加工販売、祝儀台の製造加工販売

2. 企業・業界を取り巻く環境と課題

飯田是水引の産地として、その出荷額はピーク時には全国の7割を占めていましたが、結婚式までのしきたりの変化（結納の減少）による水引製品の使用機会の減少、海外からの安価な水引の流入により現在では5割を大きく下回るような状況になってきました。

そのような環境にあって、当社は今後の飯田水引産業の存続に危機感を抱きながら今までの水引製

品（のし袋、鶴や亀の水引細工）以外に、キャラクターの水引人形やストラップ、髪飾りなどの様々な仕事の依頼を受けてきました。

そのような仕事の中で出会った芸能関係者（メイクアップアーティスト）から“水引でバッグの製造ができないか”と問われましたが、製造方法等について道筋をつけることが難しく課題となっていました。



「水引100%」で作った試作バッグ

3. 取り組み方法・成果

課題に取り組むために、中央会では中小企業支援ネットワーク強化事業の活用を提案して、ネットワークアドバイザーの天野良英氏を紹介しました。すると、原材料は水引ではないが紙の素材を使いバッグ製造を行った静岡県の企業を紹介されて視察を行うと共にバッグの内張りについて相模女子大学の松島教授へ相談を行い、バッグ製造の技術課題を明確にしていきました。

加えてこの課題解決に取り組むために、中小企業地域資源活用促進法に基づく事業計画の法認定へのチャレンジを提案して申請の支援を行いました。その結果、平成24年2月3日に地域資源第16号認定を得ることができて、事業のスタート地点に立つことができました。今後は、補助金を活用したバッグの耐久性・耐水性試験等の実施を行い、併せて市場調査を含めた販路開拓に取り組むことが計画されております。

この事業をきっかけとして、飯田地域の水引同業者が新たな商品開発等にチャレンジする意欲を喚起し、飯田水引産業が活性化するよう支援を行います。

（南信事務所飯田分室主事 楯直之）





温 故 知 新

中小企業診断士／武田 満

先日、お茶会にお招きいただき参加してきました。通常、お茶会は、少人数の客を対象にし、懷石をいただいてからお茶をいただく本格的なお茶会である「茶事」と多数の客を対象にして行われる「大寄せ」の二つに大別されます。本来、私のような全くの初心者が本格的なお茶会である茶事に呼ばれることなどは滅多にないことなのですが、亭主（会を催し、客をもてなす方）のご厚意で貴重な経験をさせていただくことができました。

約4時間の茶事の中で、美味しい懷石・お菓子・お茶をいただいた他、作法や茶道の歴史、茶道具のこと等、様々なことを教えていただき、お茶の奥深さを感じました。今回の経験は、私にとって、非常に有意義なものであり、もてなしの心やコミュニケーション、物事への対し方、立ち居振る舞い等に関して新たな価値観を持つことができました。また、同時に「温故知新」ということも改めて実感しました。「温故知新」とは、昔の物事を研究し吟味して、そこから新しい知識や見識を得ることです。

私は、我々コンサルタントの仕事も温故知新の考え方が重要だと考えています。ただ専門知識を伝えるだけでは、何の問題解決にもなりません。クライアントのおかれている環境や社歴はもちろんのこと、業界の歴史についても学び理解しなければ、新しい知識も見識も得ることはできず、適切なアドバイスもできません。自分なりの考え、認識、価値観を持ち、判断するためには、昔の物事も含め様々なことを研究し、そこから新しい知識や

見識を得るという意識を持つことが重要だと考えています。

クライアントの中には、長年同じ業界や環境にいるため「業界の常識」にとらわれて何の疑問も持たず、判断すらせず惰性で物事を進めているケースがあります。また、今が順調なので、同じことをしていれば大丈夫だろうと、将来に向けて何の事業戦略も練っていないケースもあります。日常の業務に感^{かま}じて、本来必要である重要な意思決定を先延ばしにしていることもあります。特に経営環境が激しく変化する現在では、いつまでも同じような状況で経営ができるとは限りません。

今一度、「自分のいる業界の常識」にとらわれないように、新たな知識や見識を得て、新たなことにチャレンジしてみてはいかがでしょうか。また、取引先の業界について詳しく研究すれば新たなアプローチができるのではないのでしょうか。「取引先の業界の常識」も相手が常識だと思い込んでいるだけかもしれません。



協同組合 開成総合研究所 理事

競業 避 止 義 務

先日行われた、退職することになった社員の送別会。涙を流して、“今までお世話になりありがとうございました。”と言って別れた後輩社員。しばらくして営業先で偶然出会った、その後輩は何と同業他社の営業マンだった…。なんてことは今までなかったでしょうか。

競業避止義務とは、退職した従業員に同業他社への就職や競合会社を設立させないように義務を課すことで、その従業員がこの義務を守らなかった場合、会社は退職金の減額や不支給、損害賠償請求などを行うことがあります。

一般的には、退職後の競業避止義務を課すための根拠として、就業規則等にこの義務を規定したり、個別の合意（特約）が必要とされています。

しかし、このような義務を全て認めてしまうと、退職する従業員の再就職の場を制約することになり、憲法での「職業選択の自由」を侵すことにもなりかねません。

実務上は、企業の業務上・技術上の秘密の漏洩防止の必要性和、退職した元従業員の在籍中に身につけた知識、経験、技能等を利用して有利な再就職を確保することとの利害調整の見地から、場所、期間、職種等を考慮してその合理性が判断されることになります。

最近の判例として、今年1月外資系の大手生命保険会社が同社の執行役員と交わした契約条項（退職後2年以内に競合他社に就業するのを禁止し、違反した場合は退職金を支給しない）の有効性が争われた判決があり、東京地裁は元執行役員の請求通りに、会社に対して退職金の支払いを命じました。

「競合他社への転職禁止」の契約は無効、と判決されたわけです。

他にも類似した事例での裁判例があり、それらの判断のポイントは、

- ① 競合他社への転職を希望する者の会社内での地位が高ければ高いほど、転職が認められない（競業避止義務を負う）傾向にある。
- ② 転職先の競合会社の内容・場所も考慮され、それらが近ければ近いほど転職が認められない（競業避止義務を負う）傾向にある。

などとなっています。

また、競業を制限する期間としては一概には言えませんが、最長2年間程度が目安となっているようです。

後輩よ、せめて自分の営業先だけには顔を出さないでくれ、と言いたい心境でしょうか。



税務会計



朝日長野税理士法人 代表社員 税理士 西山 利昭

法人税における欠損金の繰戻し還付制度



【質問事項】

当組合は、前期において順調に利益を計上し税金を納めましたが、当期は振るわず大幅な赤字となりました。このような場合、前期に納めた税金を取り戻せると聞いたことがあります。どのような制度か教えてください。



【回答事項】

ご質問は、欠損金の繰戻しによる還付制度のことです。これは、青色申告書である確定申告書を提出する事業年度に欠損が生じた場合において、その欠損金をその前事業年度の所得に繰り戻して法人税額の還付を請求することができるというものです。

この制度は、中小法人等において、平成21年2月1日から平成24年3月31日までに終了する各事業年度において欠損金が生じた場合に適用できることとされています。また、平成24年の税制改正において、さらに2年間延長される見込みとなっています。

ここでいう中小法人等には協同組合等も含まれます。よって、次の要件をすべて満たしている場合は、「欠損金の繰戻しによる還付請求書」を納税地の所轄税務署長に提出することができます。

＜還付請求書の提出の要件＞

- ① 前期と当期において連続して青色申告書である確定申告書を提出していること。
- ② 当期の青色申告書である確定申告書を提出期限までに提出していること。
- ③ ②の青色申告書と同時に還付請求書を提出していること。

ここで還付請求できる金額は、次の算式により計算します。

＜算式＞

$$\text{前期の法人税額} \times \frac{\text{当期の欠損金額 (※)}}{\text{前期の所得金額}} = \text{還付請求できる金額}$$

(※) 当期の欠損金額は前期の所得金額を限度とします。

前期の所得金額を超える欠損金については、翌期以降に繰り越されることとなります。

なお、地方税（事業税及び住民税）については、繰戻し還付の制度はありません。

また、繰戻し還付制度の適用を受ける場合には、その請求の基礎となった欠損金額について、帳簿書類等の確認を要することがありますので、帳簿書類の整理を十分に行う必要があります。

日本のポテンシャルを活かす 「小水力発電」

高校生が製作した
小水力発電装置が照らす明るい未来



「池工版デュアルシステム」で完成した小水力発電装置。ハート型のLED照明が点灯する

小水力発電装置でLED照明を点灯

東京電力福島第一原発事故後、自然エネルギーのひとつとして小水力発電への関心が高まっている。

そんな中、長野県池田工業高校（池田町）の3年生が今年2月、町内の赤田工業の指導のもと6年間にわたり製作してきた小水力発電装置を完成させた。同社裏を流れる幅1メートルほどの水路「昭和堰」にドラム型水車で発電機を回し、最大出力100ワットで発電。毎日薄暗くなると、水路脇の3つのハート型LED照明が緑、赤、オレンジに点灯する。

これは生徒が地元企業で研修する「池工版デュアルシステム」の一環。参加生徒は3年次の1年間、週1回4時間、地元企業・事業所に出向いて実習。実践的な技術を身につけるとともに、職業観や社会観といった職業人としての資質を磨く。平成18年度、池田工高が長野県下の高校で初めて導入した。

赤田工業は当初から生徒を受け入れ、小水力発電装置の開発を始めた。赤田彌壽文社長はその経

緯を次のようにふり返る。「当時も省エネや小水力発電などが話題になっており、水車をつくるなら高校生でもそれほど難しくないだろうと。一方、当社は図面があれば何でも加工できるが、水車そのものの設計は不得手。高校生の指導をしながら、社員が図面化のプロセスを学ぶ機会にもしたいと考えてスタートしました」。

煩雑な書類申請を経て「水利権」を取得

当初から生徒を指導するのは、同社生産技術課の宮川栄二さん。まず水の流れを機械的なエネル



赤田彌壽文社長（左）と宮川栄二さん



「手前の箱が昼間発電した電気を貯めておく蓄電器」と宮川さん

ギーに変えるにはどうすればいいかを教えた。設置場所の候補地で試験的につくった水車で発電量を確認し、それをもとに効率的に発電するための装置づくりを進めてきた。

「毎年試行錯誤しながらやってきたので6年かかりました」と宮川さん。「でも生徒たちは皆、ものづくりに感動。一番時間がかかったのは設計で図面をつくるのも大変でしたが、カタチにしていくな喜びは大きかったようです」。

完成までの6年間、数々の失敗や発電機の購入などさまざまなエピソードがあるが、一番は「水利権」の取得だろう。最初は「流れている水をちょっと使う」という程度の認識。その後、水利権があり国に許可申請しなければならないことが分かる。教育の一環ということもあり、県地方事務所の担当者が労を惜しまず煩雑な申請書類をまとめてくれ、ようやく認可が下りたという。

同社は今後も生徒を受け入れ、小水力発電に取り組む。「地元でこれだけ豊かな水力エネルギーがある。今後街灯を小水力発電でまかなえるようになるのではないかな。技術を深めていくことが社内教育にも池田工高生のスキルアップにもつながるので、ぜひ挑戦したいと考えています」と赤田社長は意欲を見せる。



赤田工業

「水利権」問題が大きな障害に

「水と空気の密度は847倍違い、風力に比べ水のエネルギーは圧倒的に大きい。山間地が多い長野県は小水力発電にとっても有利」。そう話すのは、国

内シェアトップクラスの発電用タービンブレード製造メーカー、(株)ティービーエム（宮田村）の山田益社長。小水力発電にも詳しく、自然エネルギーの中での可能性に注目する一人だ。

日本の降雨量は世界6位。急峻な山も多く、水力発電に適した条件を備える。ダムは年月が経つと土砂で埋まってしまい環境へのダメージも大きい。小水力発電はもともとある豊かな水の流れを利用するので環境への影響はほとんどない。「高性能な小水力発電用のポンプ、水車が開発されるなど技術も進んでいます。この分野で日本がさがけになる可能性はすごく高い」と山田社長は期待を寄せる。

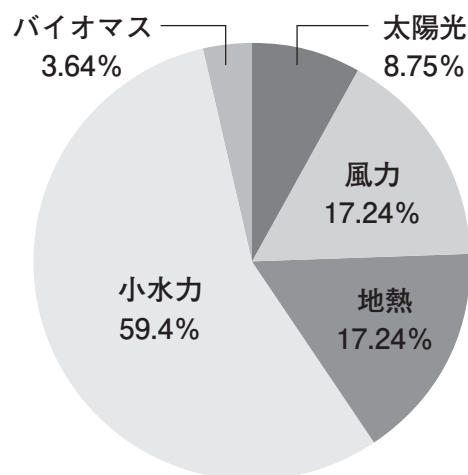
ただ大きな障害になっているのが、やはり「水利権」の問題。河川は国土交通省、農業用水は農水省、工業用水や発電は経済産業省と監督官庁はそれぞれ。しかも、例えば出力1キロワット未満の小さな発電機を設置するにも、非常に煩雑かつ膨大な書類の提出を求められるという。

「大規模施設での集約型発電は送電中かなりのロスが出る。ならば分散型の小水力発電で電力を地産地消すればいい。日本のポテンシャルを活かすためにも、下流に迷惑をかけないシステムなら水利権の対象から外すなど、柔軟な対応が必要だと思います」。山田社長の言葉に力がこもる。



山田益ティービーエム社長

再生可能エネルギーによる発電比率



出典：千葉大学倉阪研究室+NPO法人環境エネルギー政策研究所『持続地帯報告書2010』

長野労働局 労働保険徴収室からお知らせ

〈其の一〉平成24年度労働保険年度更新について（事務組合委託事業所を除く）

(1) 労働保険料等申告書は5月31日を目途にお手元（届出された事業主の住所）に送付されます。

① 建設業等の雇用保険のみ加入（所掌3）→ **青色の封筒**

② ①以外（所掌1…労災・雇用両保険加入、労災保険のみ加入）→ **黄緑色の封筒**

(2) 年度更新事務説明会を実施します。

平成24年度
申告・納付期限は
7月10日（火）です！
お早めに手続きを
お願いします。

開催監督署	開催日時	
長野署	6月15日（金）長野会場：午前・午後	6月19日（火）千曲会場：午後
松本署	6月15日（金）松本会場：午後	6月19日（火）木曾会場：午後
岡谷署	6月13日（水）岡谷会場：午後	6月14日（木）諏訪会場：午後
上田署	6月15日（金）丸子会場：午前・午後	
飯田署	6月15日（金）飯田会場：午後	6月18日（月）飯田会場：午後
中野署	6月15日（金）須坂会場：午前・午後	
小諸署	6月19日（火）小諸会場：午前・午後	
伊那署	6月15日（金）伊那会場：午後	
大町署	6月21日（木）大町会場：午後	

* 開始時間は、午前は10時開始、午後は1時30分開始。開始30分前から受付を行います。
労働基準監督署と年金事務所の合同開催で前半1時間は年金事務、後半1時間は監督署の説明です。
☆労働基準監督署「労働保険年度更新事務」の説明は 午前は11時から、午後は2時30分からです。

※会場等、詳しくは（1）の申告書に同封されたリーフレットをご覧ください。また、説明会では申告書及び、一緒にお送りする資料等で説明しますので、封筒の資料等をそのまま説明会にご持参ください。

〈其の二〉保険料率の改定について

(1) 労災保険率 平均 4.8 / 1,000 (0.6 / 1,000引下げ)
最低2.5 / 1,000 ～ 最高89 / 1,000
引上げ：8業種 据置：12業種 引下げ：35業種

(2) 雇用保険料率 一般の事業 13.5 / 1,000
農林水産・清酒製造事業 15.5 / 1,000
建設の事業 16.5 / 1,000

平成24年
4月1日から

〈其の三〉メリット制の改定について

(1) 労災保険率の改定に伴い、継続事業においてメリット制の適用を受けるための最低労働者数が変わりました。

(2) 一括有期事業に係るメリット制適用要件が一部変更になりました。

〈其の四〉 労働保険料等の 口座振替について

平成23年度第3期分労働保険料から口座振替が開始になりました。口座を開設している取扱金融機関に口座振替納付の申込みをすることで、届出のあった口座から金融機関が労働保険料と一般拠出金を引落し、国へ振り替えることにより納付するものです。

これから手続きされた場合、平成24年度2期分から口座振替となります。

— 問い合わせ先 —

長野労働局総務部労働保険徴収室

電話 026-223-0552

または、最寄りの労働基準監督署へ

厚生労働省HP：厚生労働省 (<http://www.mhlw.go.jp>)
→労働基準局→労働保険の適用・徴収

長野県信用保証協会の

省エネルギー・節電支援保証 「信州エコサポート」をご利用ください

省エネルギー対策・節電対策に取り組む中小企業の皆様に応援します。

省エネルギー・節電支援保証（信州エコサポート）概要

保証限度額	一企業 5,000万円以内
対 象 資 金	次の設備の導入のために必要な資金（土地、建物の取得資金は除きます。） （１）省エネルギー型設備 （省エネルギー型ボイラー、燃料電池設備などエネルギー対策保証の対象となる施設） （２）省エネルギー型照明設備 （LED照明への切り替え、照明反射板の設置） （３）非化石エネルギーを使用する設備 （太陽光発電設備、水力発電設備などエネルギー対策保証の対象となる施設） （４）低公害車 ※営業車に限ります （ハイブリッド車、電気自動車、クリーンディーゼル車、一定の排出ガス基準または燃費基準を達成している自動車）
貸 付 形 式	証書貸付
保 証 期 間	10年以内（据置2年以内を含む）
返 済 方 法	元金均等返済
信用保証料	お借入金額に対し年0.35%～ 1.80%
担 保	原則として不要
連帯保証人	原則として法人の代表者を除き不要
貸 付 利 率	金融機関所定の利率

詳細については、お近くの信用保証協会窓口までお問い合わせください。

中小企業のグッドパートナー&ベストサポーター



長野県信用保証協会

ホームページ <http://www.nagano-cgc.or.jp> E-mail hosyo@nagano-cgc.or.jp

白馬 Alps 春三昧 2012

今年も、白馬の春の恒例イベント「第17回姫川源流福寿草まつり」と「第17回白馬五竜かたくり祭り」とヒメギフチョウを開催します。白馬の里山は、北アルプスの雪解けと共に春の訪れを待ちわびた花々が一斉に咲きだし、とても鮮やかです。雄大な北アルプスの絶景と昔ながらの田園風景に浸たりながら、季節の彩りの競演を心ゆくまでお楽しみください！

1 第17回姫川源流福寿草まつり

▼期間：4月14日（土）～22日（日）

▼会場：白馬さのさか観光協会前

▼内容：期間中は、白馬さのさか観光協会前にてお茶のサービス。

・4月15日（日）〔イベント〕9時～15時

山野草の天ぷら、そば茶、漬物など特産品の販売。

コーラス、オカリナ演奏・福寿草園ガイドが行われます。



2 第17回白馬五竜かたくり祭りとヒメギフチョウ

▼期間：4月28日（土）～5月6日（日）10時～

※詳細なイベント内容は、現在調整中ですのでHPにてご確認ください。

▼会場：白馬五竜かたくり苑

▼内容：五竜鍋の振る舞い、山野草・チョウの絵はがきプレゼントなど

3 主 催 第17回姫川源流福寿草まつり 姫川源流福寿草まつり実行委員会

第17回白馬五竜かたくり祭りとヒメギフチョウ 白馬五竜観光組合

4 アクセス（白馬村まで）

〔列車で〕JR長野駅下車、長野駅から特急バスで約1時間

JR大糸線神城駅下車、徒歩で約20分

〔お車で〕上信越自動車道 長野ICから約60分

長野自動車道 豊科ICから約60分

5 お問い合わせ 第17回姫川源流福寿草まつり

白馬さのさか観光協会

（電話）0261-75-2811 （FAX）0261-75-2938

（URL）<http://www.hakubasanosaka.com>

第17回白馬五竜かたくり祭りとヒメギフチョウ

白馬五竜観光協会

（電話）0261-75-3700 （FAX）0261-75-3650

（URL）<http://www.hakubagoryu.com>



信州を元気に
がんばろう! 日本



未知を歩こう。
入 信州

長野県観光部観光振興課

私だけ!?!の
ドキドキ春探し!

ここでしか会えない、ガイドブック
に載っていない、長野のとおき
情報を集めました。

詳しくは長野県観光ケータイサイト
「信州なび助」へアクセス☑

（パソコン・スマートフォンなどからもご覧になれます）



長野県内の最低賃金

★必ずチェック 最低賃金！ 使用者も 労働者も★

長野県内の事業場で働くすべての労働者に適用される「長野県最低賃金」(地域別最低賃金)及び特定の産業の基幹的労働者に適用される「特定(産業別)最低賃金」が次のとおり改正されました。

(それぞれの最低賃金の効力発生日にご注意下さい。)

地域別最低賃金	時間額	効力発生日	★長野県最低賃金は、長野県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。 ★なお、下記の産業で働く労働者にはそれぞれの特定(産業別)最低賃金が適用されます。
長野県最低賃金	円 694	平成23年 10月1日	

特定(産業別)最低賃金	時間額	効力発生日	特定(産業別)最低賃金から適用除外され、長野県最低賃金が適用されるもの	
			適用除外業種	適用除外者及び適用除外業務
計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	円 785	平成23年 11月27日	測量機械器具製造業、理化学機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所	①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③次に掲げる業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業	円 796	平成23年 11月27日	ボイラ・原動機製造業、建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業(毛糸手編機械製造業を除く)及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所	イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による選別、袋詰め、箱詰め又は包装の業務 ハ 手作業により又は手工具若しくは手持空圧・電動工具を使用して行う熟練を要しない部品の組立て又は加工の業務
各種商品小売業	円 753	平成23年 12月31日		①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者
印刷、製版業	円 747	平成23年 12月31日		

- ※ 純粋持株会社については、管理する子会社を通じての主要な経済活動が上表に記載される産業に分類されます。純粋持株会社とは、主たる事業を持たず、株式の所有を通じて他の会社の事業活動を支配することを目的としている会社のことです。
- ※ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当は、最低賃金の対象とはなりません。

お問い合わせは、最寄りの労働基準監督署 又は 長野労働局 労働基準部 賃金室 (電話026-223-0555) へ

長野労働局

長野労働局HP <http://www.nagano-roudoukyoku.go.jp>

～小規模企業経営者の退職後のゆとりある生活を応援～

小規模企業共済制度は小規模企業経営者の「退職金制度」です。

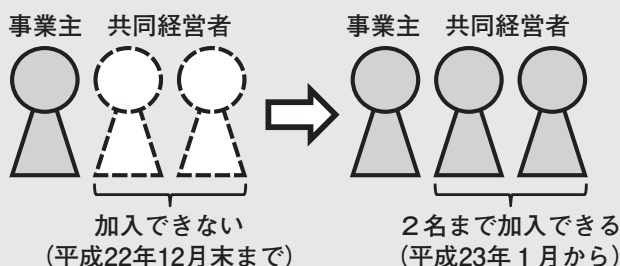
この共済制度は、小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が事業をやめられたり、退職されたりした場合に生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく制度です。

制度紹介

- * 全国で約120万人の経営者が加入
- * 掛金は全額所得控除
- * 無理のない掛金
月額1,000円～70,000円の範囲で自由に選択
- * 共済金の受取りは
一括・分割・併用の3タイプ
- * 受取り時にも
税制面で大きなメリット
- * 災害時や緊急時には
契約者貸付けの利用が可能

平成23年1月からは
個人事業主の「共同経営者」も
加入できるようになりました！
（個人事業主1人につき2人まで）

共同経営者の加入イメージ



取引先の突然の倒産！まさかのときの資金調達先は準備していますか？

経営セフティー共済（中小企業倒産防止共済制度）の概要紹介

平成23年10月から制度内容が下記のように改正されました。

① 共済金の貸付限度額	3,200万円：→→ 8,000万円
② 掛金の積立限度額	320万円：→→ 800万円
③ 掛金月額の上限度額	8万円：→→ 20万円
④ 共済金の償還期間	一律5年→→貸付額に応じて 5～7年
	5,000万円未満 5年
	5,000万円以上6,500万円未満 6年
	6,500万円以上8,000万円以下 7年
⑤ 早期償還手当金の創設	

※掛金は損金（必要経費）に算入できます。

●本制度の詳細内容は、パンフレット・ホームページ等を必ずご覧ください。

共済制度のお申し込みは
長野県中小企業団体中央会
(TEL 026-228-1171)
(FAX 026-228-1184) まで

共済制度の運営機関



中小企業と地域振興をもっとサポート
株式会社

中小企業基盤整備機構

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

共済相談室 TEL 050-5541-7171

URL <http://www.smrj.go.jp/kyosai/index.html>

(事業主の方へ)

雇用調整助成金
震災対応版

東日本大震災の影響を受けた事業主の皆さまへ

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金に 新しい特例を設けました

震災後、徐々に生産量などが回復していても、震災前に比べると依然として10%以上低い水準の場合には、助成金が利用できます。

東日本大震災の影響を受けた事業主に対する新しい特例

特
例
対
象
事
業
主

① 被災地事業主

青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野の災害救助法適用地域に所在する事業所の事業主

② 被災地関連事業主

上記①の事業所と一定規模以上（助成金を受けようとする事業所の総事業量の3分の1以上）の経済的関係を有する事業所の事業主

③ 2次下請等事業主

上記②の事業主と一定規模以上（助成金を受けようとする事業所の総事業量の2分の1以上）の経済的関係を有する事業所の事業主

特
例
内
容

◆生産量または売上高の減少の確認について、最近3か月の平均値と

①その直前の3か月、または②前年同期との比較に加えて、

③前々年同期との比較も可能です。

（③の場合10%以上減少していれば助成対象になります）

→ 平成24年3月11日から平成25年3月10日までに特例の利用を開始する場合に適用されます。

（例）平成24年7月から利用を開始する場合

平成22年

比較期間③
(4～6月)

新たに比較可能
となる期間

●比較期間③の場合は、
10%以上減少していれば
助成対象

平成23年

比較期間②
(4～6月)

平成24年

比較期間①
(1～3月)

判定期間
(4～6月)

助成金を利用したい期間(支給対象期間)
(7月から1年間)

●比較期間①②の場合は、5%以上減少していれば助成対象

※ なお、震災の影響を受けた事業主などへの特例のうち、生産量または売上高の確認期間を「最近3か月」から「最近1か月」とする特例措置は、平成24年3月10日をもって終了します。（ただし、円高の影響を受けている事業主は、生産量などの確認期間を「最近3か月」から「最近1か月」とする特例を引き続き利用することが可能です）。

詳しくは、お近くのハローワークにお問い合わせください。



厚生労働省・ハローワーク



LL240309開発01

「食べ残しを減らそう県民運動」

宴会 たべきり キャンペーン



幹事さん！「たべきり応援幹事」として、
食べ残しのでないエコな宴会を演出してみませんか？

全部
できたら
名幹事！

たべきり応援幹事 心得

当 日 編

- 一、宴会開始時に「残さず食べよう」と呼び掛けて
食べ残しが出ないようにしましょう
 - 一、大皿にちよつとずつ残ったお料理は
食べられる人に勧めましょう
- ※信州人の一個残しは「もったいない」ですよ
- 一、お開き前(中締め前)には「有るを尽くして」
食べきるよう呼びかけましょう

予 約 編

- 一、お店を予約する時は
参加者の年齢層や男女比 会の趣旨などを
お店の人に伝えましょう
- ※お店は、顔ぶれに合わせたお料理を考えています



「もったいない 食べるよろこび 考えよう」

(食べ残しを減らそう県民運動応援メッセージ 中学生の部 入賞作品)

ながのけん リサイクルキャラクターくるん

長野県環境部廃棄物対策課 (H23.7)

改正育児・介護休業法が全面施行されます！

— 平成24年7月1日より —

平成24年7月1日より、これまで適用が猶予されてきた以下の制度が、従業員数100人以下の事業主にも適用になります。



就業規則の見直しが必要です。

①短時間勤務制度 ②所定外労働の制限 ③介護休暇

1 短時間勤務制度（所定労働時間の短縮措置）

【概要】

- 事業主は3歳に満たない子を養育する労働者について、労働者が希望すれば利用できる、短時間勤務制度を設けなければなりません。
- 短時間勤務制度は、就業規則に規定される等、制度化された状態になっていることが必要であり、運用で行われているだけでは不十分です。
- 短時間勤務制度は、1日の労働時間を原則として6時間とする措置を含むものとしなければなりません。

【対象となる労働者】

- ①3歳未満の子を養育する男女労働者であって、短時間勤務をする期間に育児休業をしていないこと。
 - ②日々雇用される労働者ではないこと。
 - ③1日の所定労働時間が6時間以下でないこと。
 - ④労使協定により除外された労働者でないこと。
- 以下のア)～ウ)の労働者は、労使協定により適用除外とする場合があります。
- ア) 当該事業主に引き続き雇用された期間が1年に満たない労働者
 - イ) 1週間の所定労働日数が2日以下の労働者
 - ウ) 業務の性質又は業務の実施体制に照らして、短時間勤務制度を講ずることが困難と認められる業務に従事する労働者
- ※ ウ)に該当する労働者を適用除外とした場合、事業主は代替措置として、育児休業に関する制度に準ずる措置等の制度を講じなければなりません。

2 所定外労働の免除

【概要】

3歳に満たない子を養育する労働者が申し出た場合には、事業主は、所定労働時間を超えて労働させてはなりません。

【対象となる労働者】

原則として、3歳に満たない子を養育する男女労働者が対象となります。ただし、勤続1年未満の労働者と週の所定労働日数が2日以下の労働者については、労使協定がある場合には対象となりません。

3 介護休暇

【概要】

要介護状態にある対象家族の介護その他の世話をを行う労働者は、事業主に申し出ることにより、対象家族が1人であれば年に5日まで、2人以上であれば年に10日まで、1日単位で休暇を取得することができます。

【対象となる労働者】

原則として、対象家族の介護その他の世話をを行う男女労働者が対象となります。ただし、勤続6ヶ月未満の労働者と週の所定労働日数が2日以下の労働者については、労使協定がある場合には対象となりません。

- ※ 育児・介護休業制度の就業規則の規定例は、長野労働局HPからダウンロードできます。
「HPトップページ」→「就業規則について」→「育児・介護休業法等に関する規則の規定例」
- ※ 詳しくは、長野労働局雇用均等室へお問い合わせください。

長野労働局雇用均等室 TEL 026-227-0125

〒380-8572 長野市中御所1-22-1



中小企業経営者の皆様へ

大きな安心をお届けします。

医療共済

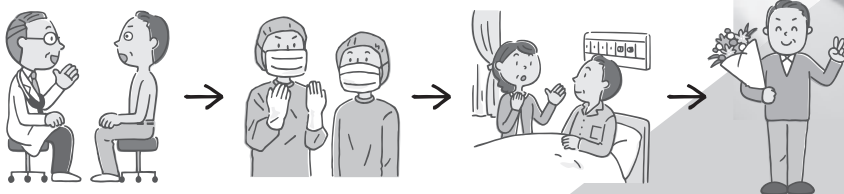
月々**2,400**円で

病気・ケガによる入院補償

1日 **7,000**円 + 手術見舞金

事例

Aさん(63歳)は人間ドックで胃に悪性腫瘍が見つかったため、内視鏡手術を行い7日間入院しました。



補償例

7日間×7,000円+内視鏡手術見舞金30,000円
=79,000円

傷害共済
A型の場合

ケガによる24時間補償

月々**2,200**円の掛金で

通院1日 **3,000**円

入院1日 **10,000**円

死亡 **1,000**万円

きずな

中小企業の絆 絆とは事業主と従業員をつなぐ大切な財産です。

傷害共済

*詳しくはパンフレットをご覧ください。

お申込み・
お問合せは

ながの共済

長野県福祉共済協同組合

長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館3階

<http://www.naganokyosai.or.jp>

☎ **0120-86-9431**

受付時間:月曜日～金曜日 午前9:00～午後5:00(祝祭日除く)

相互扶助の共済制度として 皆さんをサポートします！

お得な掛金

ワイドな補償

確かな安心

火災共済

☆あなたを力強くバックアップ

- ・保険料の軽減にお役立ていただけます。
- ・ワイドな補償（普通火災・総合火災）で大きな安心。
- ・自分の財産は自分で守るのが基本です。
- ・火災保険の内容を見直しませんか？

くるま共済

☆交通事故の際に、経済的負担をサポート

- ・共済金は、契約者にお支払いします。
- ・自動車保険とは一切関係のない共済制度です。
- ・交通事故は起こしても、起こされても嫌なものです。
- ・自動車保険にもう一つの安心をプラスしませんか？

医療総合 保障共済

☆24時間「健康相談」と「名医」紹介付でサポート

- ・がんと医療をセットにした大型プラン。
- ・家計にやさしいミニプラン（がん共済又は医療共済のみ）
- ・新規加入は満6歳～満69歳まで、継続は満89歳まで。
- ・加入は告知書でOK。
- ・入院は1日目からお支払いします。

労働災害 補償共済

☆労災保険の補償だけで十分ですか？

- ・政府労災の上乗せ補償として、就業中や通勤途中の事故、ケガを補償します。
- ・無記名方式です。
- ・建設業者にとって、経営事項審査（ポイントアップ）の要件をすべて満たしております。

お問い合わせ、お申し込みは

長野県火災共済協同組合
長野県中小企業共済協同組合

〒380-0936 長野市中御所岡田 131-10
中小企業会館 2 階
TEL026 (228) 1174 FAX026 (228) 7497
<http://www.alps.or.jp/kasai/>



各種サービスのご紹介

大口・多頻度割引制度(後払制度)

日本高速道路(株)発行のETCコーポレートカードを使用して、ETCシステムにより高速道路通行料金を支払う組合員に対し、利用実績に応じて割引されます。

但し、1台月額3万円以上となります。

上記、大口・多頻度割引制度に該当しない組合員のために

法人会員のETCカードによる割引制度(後払制度)

当組合のETCクレジットカードを使用して、利用実績に応じてマイレージ割引を行います。



(財団法人道路システム高度化推進機構)

登録番号 第0448-022764号

ETC車載器の
販売、セットアップ
できます。

申込み・問い合わせは
(協)長野県商工振興会

<http://www.alps.or.jp>

〒380-0936 長野市岡田131-10 中小企業会館内

TEL(026)291-4567 / FAX(026)228-3511

平成24年度 長野県中小企業団体中央会 理事会及び通常総代会開催のお知らせ

◎理 事 会

日時 平成24年 4月26日（木）

午後12時30分より

場所 「ホテル信濃路」

◎通常総代会

日時 平成24年 5月22日（火）

午後2時より

場所 「ホテルメトロポリタン長野」

※理事・総代の皆様には予め日程調整をお願いします。

詳細につきましては後日ご案内致します。



～長野県中小企業団体中央会～ 人事異動がありました

平成24年4月1日付けで人事異動を行いましたのでお知らせいたします。

氏 名	新	旧
西條 経治	参事	連携支援部・部長
北村 保	参事	総務部 広報室・室長
岩崎 英樹	連携支援部・部長（兼 広報・振興課・課長）	東信事務所・所長
渡辺 義作	東信事務所・所長	連携支援部 開発課・課長
鈴木 幸一	連携支援部 開発課・課長	連携支援部 振興課・課長
梨田 貴之	連携支援部 開発課・主査	中信事務所・主任
松田 基弥	中信事務所・主任	連携支援部 開発課・主事
岸田 慎吾	連携支援部 支援課・主事	連携支援部 振興課・主事
白田 有紀	連携支援部 広報・振興課・主事	連携支援部 振興課・主事
小倉多賀男	退職（平成24年3月31日付）	参事
山崎長二郎	退職（平成24年3月31日付）	調査役
丸山 睦美	退職（平成24年3月31日付）	総務部 総務課・主事

☆働きやすい職場環境づくり

「企業の社会的責任（CSR）」を果たすとともに
「あらゆる差別の撤廃と人権教育の推進」に邁進し
ましよう。

地球に優しい企業人の皆様へ

“あなたにもできる。”

ライフスタイルの見直しで、

1人1日1kgのCO₂削減”

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート

MONTHLY REPORT

2012

4

No.425

第425号 平成24年4月10日発行
購読料年間 3,000 円（消費税・送料込み）

発行人 佐々木正孝

発行所 長野県中小企業団体中央会
長野市中御所岡田町 131-10
中小企業指導センター内
TEL.026-228-1171

印刷所 カシヨ株式会社



人を思う。未来を思う。

商工中金

個人向け新型定期預金

マイハーベスト

有利な金利設定

1年、2年、3年から期間が選べる

固定金利の半年複利

お預け入れは50万円から

長野支店

〒380-0814 長野市西鶴賀町1483-11
☎026(234)0145(代)

諏訪支店

〒392-0026 諏訪市大手1-14-6
☎0266(52)6600(代)

松本支店

〒390-0811 松本市中央1-23-1
☎0263(35)6211(代)